

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20191121	サンデン交通株式会社 法人番号(8250001005486) 代表者河内秀夫	山口県下関市羽山町3番3号	新下関営業所	山口県下関市形山字大畠71番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	車内事故を惹起したとして自動車事故報告書の提出があったことを端緒として、平成31年2月21日及び同年3月26日に臨店による監査を実施。3件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第38条第2項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1